

「普通預金共通規定」改正のお知らせ

株式会社 SBJ 銀行（本店：東京都港区、代表取締役社長：並木 稔「以下、当行」）は、「普通預金共通規定」を以下の通り改正いたします。改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 対象となる規定

[「普通預金共通規定」](#)

2. 改正日

2025 年 5 月 29 日

3. 改正内容

当行支店職員による紹介を受けた場合、当該支店を取扱支店とする運用を開始したことに伴い改正。

旧	新
特別金利付与普通預金「普通預金プラス」（アプリ開設型）特約規定	特別金利付与普通預金「普通預金プラス」（アプリ開設型）特約規定
2. 取扱店の範囲 この預金の取引店はインターネット支店です。またこの預金は、原則、SBJ ダイレクトまたは ATM・CD にて取引を行うものとし、窓口ではお取引できません。窓口でのお取引を希望される場合は、共通印鑑届により印章の届出が必要です。	2. 取扱店の範囲 この預金の取引店はインターネット支店です。またこの 預金は、原則、SBJ ダイレクトまたは ATM・CD にて取引を行うものとし、窓口ではお取引できません。窓口でのお取引を希望される場合は、共通印鑑届により印章の届出が必要です。

以 上

◆本件についてのお問い合わせ先◆

株式会社 SBJ 銀行コールセンター 0120-015-017〔通話料無料〕

《受付時間》 平日 9：00～18：00 （土日・祝日・年末年始を除く）